

～ 活性化計画作成の手引き ～



農林水産省

活性化計画とは

- 農林漁業の振興等による定住等の促進とともに、都市住民の農林漁業体験等による地域間交流の促進等により、農山漁村の活性化を目指すための計画です。
- 地方公共団体が、地域における少子高齢化等の動向、農林漁業の現状等に応じ、関係者の意見を取り入れる等、地域の知恵と工夫を活かして作成します。

農山漁村を巡る状況と活性化計画が目指すべきもの

【農山漁村の活力低下】

- 地域人口は大幅な減少の見込み
- これまでの地域産業では農山漁村の労働力吸収は困難
- 生活環境の格差

【国民の関心の高まり】

- 都市にはない魅力を認識
- 団塊の世代、20代の若者が特に高い関心
- 農山漁村における過ごし方のニーズは多種多様

これらを踏まえ、定住や二地域居住、地域間交流の促進により、農山漁村の居住者・滞在者を増やすための対策が必要。

農山漁村の有する魅力を高めることにより、国民が多様なライフスタイルを実現することが可能となるような農山漁村づくり

農林漁業が健全に展開され、これらを核とした地域の発展

を目指した計画づくりが重要！

特別な景勝地や名跡がなくとも、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源が活性化に向けた大きな力となります。

活性化計画の作成の過程で、このような地域資源について再認識するとともに、その活用方向について、地域の関係者の共通認識を醸成することが重要です。

都市住民を含め、国民全体が農山漁村の魅力を享受できる社会の実現

農山漁村の活性化

活性化計画の具体的内容と記載に当たっての考え方

1. 活性化計画の区域

法に基づく措置を講ずる地域を設定します。具体的には計画の作成主体となる地方公共団体の区域内の地域であって以下の3つの要件に該当する地域を設定します。

- ① 農林漁業が重要な事業である地域
- ② 定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切である地域
- ③ 既に市街地を形成している区域以外の地域

この場合、法による措置が講じられる地域として、その範囲を特定する必要があることから、地番による表示、道路、河川等の境界による表示等により、外縁が明確となるようにすることが適当です。

2. 活性化計画の目標

活性化計画に基づく事業の実施等により、活性化計画の区域において実現されるべき地域活性化の目標を記載します。この目標については、活性化計画の達成状況等の評価に用いられることとなるため、原則として定量的な指標を用いて具体的に記述することが望ましいと考えています。

3. 活性化計画の目標を達成するために必要な事業等

法第6条の交付金を活用して実施する事業とそうでない事業について、明確に区分した上で記載します。具体的には以下のような事業のうち、地域で実施するものを記載します。(必ずしもこれらの事業の全てについて記載する必要はありません。)

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業
- ④ 資源の有効な利用を確保するための施設の整備に関する事業その他農林水産大臣の定める事業

さらに、これらと一体的に行う事業であって、これらの効果を増大させるソフト事業等についても記載します。

また、これらの事業を実施する際に関係する他の地方公共団体(近隣の市町村、都市部の市区町村)との連携に関する事項がある場合は、併せて記載します。

4. 計画期間

計画期間の長短については、計画作成主体が自主的な判断により定めるものですが、社会経済情勢の変化に的確に対応して事業等を実施していく必要があること、また、計画期間があまりにも長期にわたると明確な目標を設定することが困難となることから、原則として3から5年程度とすることが望ましいと考えています。

5. その他の事項

活性化計画の名称、活性化計画の区域の面積等についても記載していただくことを予定しています。

活性化計画のイメージ

【水田農業の振興により定住促進を目指す場合の例】

○ 活性化計画の作成主体

- 県(都道府)

○ 活性化計画の区域

水田農業が実施されている県内市町村の区域

○ 活性化計画の目標

水田農業の活性化により、水田農業及び関連する産業による雇用者数を確保し、地域住民の定着等を図ることを目標とする。具体的数値目標としては、地域全体の人口の目標数(注)、関連産業の雇用者数の増加目標数、水田農業関連の生産額の増加目標額等を定める。

○ 活性化計画の目標を達成するために必要な事業等

交付金を活用して実施する事業として基盤整備に係る事業、交付金を活用しない事業として都道府県営事業、強い農業づくり交付金を活用した事業等を記載する。

これと併せ、関係する市町村との連携内容についても記載。

(注)地域の人口が減少傾向で推移している場合は、人口の「増」ではなく、人口の維持、減少幅の縮小といった目標でも可。

【交流施設の整備により地域間交流の促進を目指す場合の例】

○ 活性化計画の作成主体

- 市(町村)

○ 活性化計画の区域

市町村内の区域

○ 活性化計画の目標

地域間交流の促進により、滞在者による直接的・間接的な経済効果を得ることを目標とする。具体的数値目標としては、交流人口の目標数、関連産業の雇用者数の増加目標数、滞在者による直接消費の目標額等を定める。

○ 活性化計画の目標を達成するために必要な事業等

交付金を活用して実施する事業として宿泊施設整備に係る事業、直売所整備に係る事業を記載する。

これと併せ、関係する市町村との連携内容についても記載。

活性化計画作成に関する基本的事項

【基本的考え方】

活性化計画は、地域の状況を改めて見つめ直した上で、有形・無形の地域資源を再認識し、これらを活用しつつ創意工夫を発揮して定住等及び地域間交流の促進による地域の活性化を目指すための計画です。

活性化計画に記載された取組の実施に当たっては、関係する農林漁業団体等の活動と整合性をもって展開することが必要であることから、作成主体となる地方公共団体は、農林漁業団体やNPO法人等の関係団体との調整を十分に行ってください。



特別な景勝地や名跡がなくとも、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源が活性化に向けた大きな力となります。

活性化計画の作成の過程で、このような地域資源について再認識するとともに、その活用方向について、地域の関係者の共通認識を醸成することが重要です。

明確化されるべき視点

- ① 自然環境、伝統文化、各種施設等の今ある地域資源を見つめ直し、これらの有している価値を再認識し、有効活用することにより、事業等の効率的実施と農山漁村の魅力の増加、都市と比較した場合の優位性等の発揮が図られること。
- ② 地域再生計画等に基づき実施する事業等、関連し合う諸施策と連携することにより、相乗効果の発揮が図られること。
- ③ 地域住民、NPO法人等が行う地域の農山漁村の活性化に関する活動等との連携・協働により、事業等の効果的な実施が図られること。
- ④ 計画に基づき実施される事業等について、できる限り客観的で透明性の高い適正な評価が図られること。